

○「介護保険料の自己負担割合」の見直し

平成27年8月1日利用分から、一定以上の所得のある方の「介護保険料の自己負担割合」が1割負担から2割負担に変わります。

負担割合の目安となる所得金額等		介護保険の利用料の自己負担割合	
		※各自治体が判断します	
		現在	変更後
所得金額 160万円以上	年収の実収入等が、 単身で280万円以上 2人以上で346万円以上	1割負担	2割負担
	上記以外の方		1割負担
所得金額 160万円未満			



自己負担額のお知らせが、各自治体からあらかじめ送付される予定です。
詳しくは、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。

○「自己負担額の軽減制度」について

条件を満たした場合に、お客様から各自治体へ申請いただくことにより
自己負担額の軽減を受けられる制度があります。

※施設では手続きができませんので、詳しい内容等については、介護保険被保険者証
記載の自治体（介護保険課）へお問い合わせください。但し、制度や自治体によって
窓口が異なる場合があります。

制度のイメージ

高額介護サービス費制度

月々の介護保険の自己負担額が、
ある一定額を超えた場合に、
超えた分を支給する制度

高額療養費制度

月々の医療保険の自己負担額が、
ある一定額を超えた場合に、
超えた分を支給する制度

合算

高額医療・高額介護合算制度

年間の医療保険と介護保険の合計自己負担額が、
ある一定額を超えた場合に、超えた分を支給する制度



詳しくは、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。